

選挙運動用自動車燃料供給契約書

個-イ-1

久留米市長選挙候補者 _____ (以下「甲」という。) と、
_____ (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料供給
について、次のとおり契約を締結する。

1. 供給する期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの 日間
2. 供給場所 所在地
名称
3. 供給を受ける自動車の
車種及び登録番号
4. 供給する油種 ハイオク ・ レギュラー ・ 軽油
5. 契約金額 1 Lあたり 円 (消費税等含む)

6. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、「久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき久留米市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞することなく行わなければならない。

なお、久留米市に請求できる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は久留米市に請求することができない。このときは、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

7. その他

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (久留米市長選挙候補者) 住 所

氏 名 ㊞

乙 (燃料供給事業者) 住 所

名 称 ㊞

代表者 ㊞

第2号様式（第3条関係）その1

自動車燃料代確認申請書

令和 年 月 日

久留米市選挙管理委員会

委員長 貞苅 隆男 宛て

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

候補者 住所

氏名

次の自動車燃料代につき、久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から久留米市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までの日数となり、自動車使用に関する運送契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合はその日数を除いた日数となります。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

確認番号 _____

自動車燃料代確認書

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和

選挙管理委員会が交付します

選挙管理委員会

委員長 貞苅 隆男 印

記

1. 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

2. 候補者の氏名

3. 確認金額 _____ 円

(備考)

1. この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
2. この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、候補者から交付された選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3. この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、久留米市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙
候補者 住所

氏名

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 年 月 日	L	円	
令和 年 月 日	L	円	
令和 年 月 日	L	円	
令和 年 月 日	L	円	
令和 年 月 日	L	円	
令和 年 月 日	L	円	
令和 年 月 日	L	円	

備考

- 1 この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 燃料供給業者が久留米市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、久留米市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までの日数となり、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合はその日数を除いた日数となります。

請　求　書

(選挙運動用自動車の使用)

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和　年　月　日

久留米市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

印

記

1 請求金額 円

(消費税等含む)

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

4 候補者の氏名

5 銀行名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 支所・店
預金種別	1 : 普通	2 : 当座
口座番号	<input type="text"/>	(右づめでご記入ください)
フリガナ		
口座名義		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書及び自動車燃料代確認書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、久留米市に支払を請求することはできません。

(別紙) その2

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額
令和　年 月　日	円× L=	円	
令和　年 月　日	円× L=	円	
令和　年 月　日	円× L=	円	
令和　年 月　日	円× L=	円	
令和　年 月　日	円× L=	円	
令和　年 月　日	円× L=	円	
令和　年 月　日	円× L=	円	
計		円	円

備考 1 「基準限度額」(計) 欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。